

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見募集について

令和6年4月1日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を定め、下請代金支払遅延等防止法（昭和30年法律第120号。以下「下請法」という。）違反行為の未然防止等のために、下請法の解釈・考え方を明らかにしているところ、令和5年11月29日に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、下請法運用基準の改正を行うこととしました。

つきましては、別紙「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正（案）新旧対照表」について、下記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

1 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(2) 公正取引委員会のホームページに掲載

(3) 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（那覇市）において供覧

2 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03-3581-3373（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp">https://www.jftc.go.jp</a>

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) <意見提出フォームの場合>

「e-Gov パブリックコメント」(URL : <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」一覧内の「「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正(案)に対する意見募集について」の画面で、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」をクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

(2) 電子メールの場合

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルや URL へのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

メールアドレス:kitori3373-2 -O-jftc. go. jp(迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。)

メールの件名を「下請法運用基準改正に対する意見」と明記してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課  
下請法運用基準改正パブリックコメント担当 宛て

(4) 意見提出期限

令和 6 年 4 月 30 日 (火) 18:00 必着

(5) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）新旧対照表

○下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）

（下線部分は改正部分、網掛け箇所は通達中の下線部分）

改正前	改正後
<p><u>第4 親事業者の禁止行為</u></p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 買いたたき</p> <p>(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとは、「<u>下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること</u>」である。</p> <p>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「<u>通常の対価</u>」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱う。</u></p>	<p><u>第4 親事業者の禁止行為</u></p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 買いたたき</p> <p>(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとは、「<u>下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること</u>」である。</p> <p>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「<u>通常の対価</u>」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、<u>次の額を「通常の支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。</u></p> <p>ア <u>従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額</u></p> <p>イ <u>当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額</u></p> <p>買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的である</p>

買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的である

<p>かどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>かどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	